

平成15年2月14日付国自貨第91号

一部改正 平成26年6月9日付国自貨第16号

一部改正 令和3年8月26日付国自貨第52号

各地方運輸局自動車交通部長

関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長

自動車交通局貨物課長

年末及び夏期等繁忙期における

トラック輸送対策について

例年、年末及び夏期等における繁忙期においては、生活関連物資の輸送需要に加え贈答用品を中心とした輸送需要が各時期により極端に増大し、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっている。また、近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストワンマイル輸送（営業所から近距離の限られた区域内における住居等への配送をいう。以下同じ。）が増加する繁忙期が、貨物自動車運送事業者ごとに多様化している。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、引き続き年末及び夏期等繁忙期について、別紙のとおり定期的に輸送対策を行うこととするので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、本通達は平成15年4月1日以降適用し、これに伴い、「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（昭和60年11月14日貨陸第197号）は平成15年3月31日限りで廃止する。

年末及び夏期等繁忙期における
トラック輸送対策について

- 1 年末及び夏期等繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。
 - (1) 自家用自動車の有償運送に係る許可申請書は、別紙様式1のとおりとし、貨物自動車運送事業者からの代理申請を行わせるものとし、運送需要者欄には代理申請者を記入すること。
 - (2) 自家用自動車の有償運送に係る利用計画書は、別紙様式2のとおりとし、当該利用計画書の作成に当たっては、2に掲げる年間当たり利用日数の上限及び5に掲げる各繁忙期の期間を勘案すること。
 - (3) 自家用自動車の有償運送に係る許可証は、別紙様式3のとおりとする。

- 2 年末及び夏期等繁忙期における利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の福祉の見地から必要止むを得ない場合において、運送需要者である貨物自動車運送事業者の営業所に配置されている事業用自動車と同数までの自家用自動車について、5に掲げる期間に限り、かつ、一両当たり年間90日を上限に、自家用自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。なお、許可の対象は、貨物自動車運送事業者の繁忙期の輸送需要に対応するための自家用自動車による有償運送であって、次に掲げるものとする。
 - (1) ラストワンマイル輸送として行われるもの。
 - (2) (1)に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域の実情に応じて運輸支局長が認めるもの。

- 3 自家用自動車の有償運送の許可にあたっては、運送需要者である貨物自動車運送事業者に対し、次のとおり指導すること。
 - (1) 当該許可に係る自家用自動車（以下「許可自家用自動車」という。）を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう運転者に対し十分指導すること。
 - (2) 運転者に対して法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策を実施し、輸送の安全の確保や利用者とのトラブルの防止に努めること。
 - (3) 許可自家用自動車の有償運送について以下に該当する事案が発生した場合には、別紙様式4により当該有償運送に係る許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に対し速やかに報告すること。
 - ① 運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為を行った場合

様式 1

有 償 運 送 許 可 申 請 書

年 月 日

運輸支局長 殿

〇〇〇〇他 名申請代理人
住所
氏名又は名称

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者（運送事業者）の氏名 又は名称及び住所	
運送しようとする物の種類	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物
運送しようとする期間	有償運送利用計画書（様式2）のとおり
運送しようとする区間	(例) 〇〇配達所から千代田区内の住居等
自動車登録番号又は車両番号	有償運送許可申請者名簿のとおり
有償運送を必要とする理由	繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。
申請者による誓	申請する年において、90日を超えて道路運送法による有償運送の許可を受けて貨物の運送は行いません。 運送需要者（運送事業者）が実施する法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等に関する研修等を受講します。

※ 運送需要者（運送事業者）の欄には、営業所名まで記載するものとする。

※ 添付書類：使用する自動車の自動車検査証の写し